

令和5年2月22日

特定非営利活動法人 ひょうご消費者ネット
理事長 鈴木 尉久 殿

一般社団法人日本少額短期保険協会
会長 渡邊 圭介



申入書に対する回答書

令和4年12月6日付の貴法人からの申入書に関し、下記のとおり回答いたします。
当協会及び会員各社は、従前より法令遵守とともにお客様本位の業務を心掛け、お客様の意向に沿った商品提案やわかりやすいご説明などに努めてまいりました。
今回、貴法人からいただいたお申入れ事項は、このあるべき姿に対しての大変貴重なご提案であり、真摯に受け止めて更なる業務品質の向上のために活かしてまいりたいと考えております。
そのため、当協会では所要の対応について検討を行い、下記のとおり各社へ要請を行いましたので、ご報告申し上げます。

記

1 広告について

【貴法人からの申入内容】

少額短期保険における「葬儀保険」などと称する定期保険契約の広告について

(1) 以下の点を、高齢者でも容易に理解することができるように、明瞭に表示すること。

- ア 当該保険が1年毎に契約期間が満了する保険料掛け捨ての保険であること。
- イ 加入上限年齢及び更新上限年齢までの、年齢帯ごとの保険料及び保険金額

(2) 以下のような表示をしないこと。

- ア 「手ごろな保険料」、「ムリなく備える」、「家計にやさしい保険料」等の保険料が低廉であるかのような表示
- イ 比較的若年の場合における保険料及び保険金額と高齢となった場合における保険料及び保険金額を同程度の強調をもって比較対照して表示することなく、前者ばかりを強調し、後者に対する注意を喚起しない表示

【回答】

ご指摘の点は、ただちに法令違反にあたるものではないと理解しておりますが、当協会及び会員各社が、お客様本位の業務を心掛け、お客様の意向に沿った商品提案やわかりやすい

ご説明などに努めていることは前記のとおりであり、かかる観点から以下のとおり対応いたします。

・ (1) 「ア」 に関して

貴法人のご認識のとおり、葬儀保険は年齢を重ねるに従い一般的には保険料が高くなる特性がございます。この特性について高齢のお客様においても容易に理解でき、誤認を与えることのないよう明瞭に表示することが望ましいと考えております。

従って、当該保険が1年毎に契約期間が満了する保険料掛け捨ての保険であることについて広告上に明記されているか、各社へ再確認を行うよう要請しております。

・ (1) 「イ」 に関して

お客様に将来お支払いただく保険料を正しくご理解いただくために、広告の表記においてもわかりやすい情報提供を行うことが望ましいと考えております。そこで、各社に対し、加入上限年齢及び更新上限年齢までの年齢帯ごとの保険料及び保険金額を明示することを要請しております。

また、広告スペースの都合上、全ての年齢帯の保険料等を表示することが困難な場合には、以下のような工夫を用いるなどし、年齢に応じて保険料等が変わることをわかりやすく表示しているか併せて再確認するよう要請しております。

① 広告上に5歳又は10歳刻みの年齢ごとの保険料を掲載する

② 広告上に「1年更新の保険であり通常は更新後の保険料は更新前より高くなること」及び「年齢帯ごとの保険料は資料（具体的な資料を明記）又は「資料請求の資料」をご確認いただきたい」旨を明示し、お客様に誤認を与えないようご案内する

・ (2) 「ア」 に関して

広告上の表示に関しては、根拠に基づいた表現を用い、葬儀保険の主たる対象層である高齢者のお客様において誤認が生じることのない表現であることが望ましいと考えます。

そこで、各社に対し、上記の観点から自社商品の表現について再検討するよう要請しております。

・ (2) 「イ」 に関して

広告上の保険料の例示に関しては、各社の葬儀保険契約者の加入時の平均年齢など、お客様の実態に即した事例を用いることが、お客様の誤認を回避することになると考えます。

そこで、各社に対して、極端に加入者の実態と異なる年齢帯の保険料例示を強調して用いていないか、再度の見直しを要請しております。

2 自動更新について

【貴法人からの申入内容】

消費者との間で少額短期保険における「葬儀保険」などと称する定期保険契約を締結するにあたっては、自動更新条項を含む約款を用いないようにすること。

【回答】

自動更新に関しては、ただちに法令違反にあたるものではないと理解しております。

また、自動更新を導入しない場合、例えば更新意思のあるお客様が何らかの事情で更新のお申出が期日に行えず（例えば更新手続きの失念や更新の申込を入院等のために提出し損なった等）、高齢のために再加入が困難な状況に陥るケースも考えられます。そのような事態を防ぐ観点からも自動更新に関しては利点があると考えます。

従って、貴法人ご指摘の点も含めて、自動更新条項を含む商品を開発するか否かは、各社の商品政策によるものと思料します。そしてその商品を選択するか否かは、消費者の皆様の判断に委ねられるものと考えます。

ただし、お客様が商品選択をされる際に「自動更新契約であること」及び「更新により保険料が変化すること」が商品特性としてわかりやすく明示・説明され、明瞭に理解できることが、適切な保険商品の選択に繋がるものと考えております。この点について広告や募集時の説明等において適切な表示・説明がなされているか、各社へ再点検を要請しております。

（ご参考）少額短期保険における葬儀保険の取扱いにつきまして

「根拠法のない共済に関する調査結果報告書」（平成 16 年総務省）において、共済に葬儀保険が存在していたことが示されており、また、少短規制について検討した「根拠法のない共済への対応について」（平成 16 年金融審議会金融分科会第二部会）においても、取扱商品の例示として「葬儀費用」の記載が確認できます。

以上のことから、少額短期保険商品として葬儀保険は立法の段階で既に広く想定されていた商品であることが考えられます。

以上